

皮膚の保護具が必要な化学物質が示されました

改正のあらまし

令和6年4月1日より、労働安全衛生規則第594条の2が改正・新設され、**皮膚障害等防止用の保護具**に関する定めが追加されます(令和4年5月31日付け厚生労働省令第91号)。

この条文について通達で、「皮膚等障害化学物質等」とはGHS分類の結果やSDSの有害性情報のうち皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性のいずれかで区分1に分類されているもの及び**別途示すもの**とされました(令和4年5月31日付け基発0531第9号)。

今般、令和5年7月4日付け基発0704第1号において当該「別途示すもの」が示されました。

・対象となる物質について

- 1 皮膚吸収性有害物質
- 2 皮膚刺激性有害物質(国が公表するGHS分類の結果があるものに限る。)
- 3 特化則等の特別規則において不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物質

それぞれの一覧は、今後厚生労働省ホームページにて公表される予定です。

・皮膚吸収性有害物質とは

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずることが明らかな化学物質で上記3以外のもの。

一例として、GHS分類の結果などにより濃度基準値の定めがあり、経皮ばく露が関与する健康障害の情報がある、動物において経皮ばく露における毒性情報がある物質。

経皮ばく露により発がん性が示されている、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性(経皮)の区分が1である物質など。

通達全文及び皮膚吸収性有害物質(296物質)の一覧はこちら



・皮膚刺激性有害物質とは

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質で上記3以外のもの。

具体的には、GHS分類の結果やSDSの有害性情報のうち皮膚腐食性・刺激性、眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性のいずれかで区分1に分類されている化学物質のこと。